

ずわいがに日本海系群 A 海域に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 1 6 条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第 1 ずわいがに日本海系群 A 海域

1 知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県ずわいがに漁業	3 1 6